

第十六條 組内ニ家内不睦或ハ遊逸放蕩又ハ貢租
區費ヲ納メサル等心得違ノモノアルトキハ組長
ニ於テ其本心ニ歸リ人タル義務ヲ尽ス様態々説
諭ヲ加フヘシ

第十七條 平常組内ノ安寧及取締ニ關スル事ハ之
ヲ注意シテ見込アルトキハ其筋へ具申スヘキハ
速ニ之ヲ具申シ組合ニテ直ニ施行スヘキコトハ
協議シテ之ヲ施行スヘシ

但戸籍人別異動賦難取締等ノコトハ最モ注意
スヘシ

第十八條 伍長ハ其相當五戸内ヲ取締リ前條々ノ
事務ハ組長ノ協示ヲ受ケ取扱フヘキモノトス

但伍長前條々ノ事件ニ付心附ク廉アラハ時々
組長へ忠告スヘシ

第十九條 伍長ハ組長不在ノトキハ一切其事務ヲ
代理スヘキモノトス

第二十條 組長并伍長ハ組内人民ニ差添人タルノ
權ヲ有スルモノトス

但組長ハ同町村内ノ組長タルモノ喚問セラル
、等ニ差添人トナルコトアルヘシ

第廿一條 每組合其組合ヲ立ルルハ連名簿二冊ヲ
作り組合ノモノハ一モ洩ラサス其家族雇人寄留
人ニ至ルマテ戸籍番號及肩書姓名并年齢等ヲ詳
記シテ且戸主ハ各名下ニ押印セシメテ一冊ハ組
長ノ許ニ留置キ一冊ハ其町村用掛ノ訂正ヲ經テ
其筋ヘ差出スヘシ

但戸籍人別異動ノモノハ第九條ノ如ク其本人
ニ書面ヲ差出サシムルヲ以テ其時々組長扣ノ
簿冊ハ加除イタシ置クヘシ

第三章

組合一同心得方ノ事

第廿二條 組合中ハ一家族ノ如ク惻切ニ親睦スル
ヲ以テ旨トシ吉凶相問ヒ艱難ハ相助クヘシ

第廿三條 組合中ハ組長ヨリ以下同一ニ義務ヲ尽
シ且互ニ忠告シテ遊逸放蕩又ハ家内不睦或ハ貢
租區費ヲ納メサル等心得違ノモノ及ヒ無益ノ奢
侈ヲ作シ自然組合中風儀ヲ紊亂スルモノアラハ
互ニ教誡ヲ加フヘシ

第廿四條 組合中ハ互ニ節儉スルヲ以テ旨トシ何
品ニヨラス贈遺餽酬或ハ酒食ヲ脩メテ其欸心ヲ

結ス等無益ノ費用ヲ作スコトヲ固ク禁スヘシ
但葬式或ハ祭例又ハ傍着紐解其他節物ヲ祝賀
スル等ニ托シ無益ノ飲食ヲ脩ムルコトハ組合中
最モ互ニ之ヲ禦ムヘシ

第廿五條 組内安寧及取締ノ爲メニナルコトハ何
事ニヨラス互ニ協議シテ其義務ヲ尽シ人間共存
ノ道ヲ立ルヲ要スヘシ

第廿六條 旅人宿等之レナキ在村ニテハ組合中ノ
人戸ニ若シ旅人止宿ヲ乞フモノアルハ事情無
餘儀分ニ限り組内協議組長ニ申出而シテ其町村

九

用掛ノ承認ヲ受ケタル上ニテ止宿セシムヘシ
但風休怪鋪モノナレハ止宿ヲ斷ルヘキハ勿論
ナレトモ其事情ヲ速ニ組長ヘ報告スヘシ然ル
トキハ組長ハ第十四條ノ通心得取扱フヘシ

組合規則參考

第壹條

本則第一條ニ載タル一組々合列次左ニ

第何大區何小區何村町

以下伍組内ノ人名 但伍長以下伍組内ト稱スヘシ	第何番組 組長 何之誰 伍長 何之誰 何之誰	同 同 同	合五人	以下伍組内ノ人名 但書同上	何之誰 何之誰	同 同 同	合五人	右式ノ如ク組合列次ヲ立ルヲ以テ本則第二條ノ如ク戸數増減アルモノハ伍長ノ次ニ列スル伍組ノ人名ノミヲ増減スヘシ故ニ本則第三條ノ伍長人員ハ一組ニ二員ヨリ上ラサルモノトス又伍組内戸數太ク減スルトキハ一伍組トナシ伍長一員ヲ置クヘシ尤一組内惣戸數四戸以下ニ減スレハ本則第二條但
---------------------------	---------------------------------	-------	-----	------------------	------------	-------	-----	--

書ノ通タルヘシ○本則第一條但書ノ一箇ヲ占ムル
トハ戶籍番號札ヲ掲クヘキコトヲ得ル家屋ニ寄住
スルモノ、ミヲ擇ムヘシ自炊ナルモ其坐鋪等ニ借
居スルモノハ其家内寄留人ノ名簿ニ入レテ之ヲ記
載スヘシ一箇ヲ占ムルモノト看做サ、ルヘシ○組
合ハ人家軒並順次ヲ以テ組合スルハ勿論ナレトモ
其組合申組長或ハ伍長トモナルヲ得難キモノアル
ヲ恐レハ其軒並ニアラサルモ概是差違リ組合ヲ立
ルモ妨ケナント雖モコノ場合ニ於テハ區戶長ニ於
テ取扱ヒ組合スヘシ○本則第四條ニアル組長及ヒ

伍長ハ何レモ入札法ニテ之ヲ撰ムヘシ先ツ組内一
同ニテ入札シテ組長壹名ヲ定メ人札高最モ而シテ
組長ハ之ヲ除キ其組内ヲ二分シテ其一分ヲ伍組ト
シ其伍組内ニテ伍長一名宛ヲ撰定スヘシ○組長及
ヒ伍長ハ本則第五條ニ示ス如ク官員區戶長其他役
員及ヒ教導職神官住職等ヲ擇マス其地ニ居住スル
モノ并寄留一箇ヲ占ムルモノハ一切其役ヲ帶フヘ
キモノトス尤叱復ハ其地住民ノ義務役ニシテ餘ノ
役ト別種ノモノト心得ヘシ故ニ本則第六七條ニ示
ス如ク無給ニシテ且年限内ハ故ナクテ辭スルコ

トヲ得サルモノナリ。○組長及伍長ハ何人ニ限ラス其家族又ハ雇人ナレハ年齢満十六歳以上ノモノヲ以テ役務上ヲ臨時代理人トナスコトヲ得ヘシ

第二條

官員其他區戶長等ニテ組長及ヒ伍長タルモノアルモ本則第八條ノ如キハ已レノ告達ヲ訛示スルモノト思フヘカラス官員區戶長ハ固ヨリ役義ナリ組長及ヒ伍長モ亦義務上ノ役義タリ役義上ニテ施行スルナレハ訛示スルモ訛示セラル、モ此兩般ノ趣旨ヲ了知スヘシ。○本則第九條以下ノ條々ニ其筋ヘ差

出サシムルトアルハ縣廳又ハ^{大正十三年}警察分署或ハ大小區^{大正十三年}振所等ヲサシテ之ヲ云フナリ其内本則第十條ノ賊難等ノ届書ハ直ニ^{大正十三年}警察分署ヘ差出スヘシ其餘ハ總テ小區振所ヲ經ルモノ多ケレハ同所ヘ差出サシムヘシ尤其事柄ニヨリ^{大正十三年}縣廳又ハ^{大正十三年}警察分署ヘ本人出頭スヘキモノモアレモ總テ小區振所ノ指揮ニ從カフハ勿論タルヘシ。○本則第十二條ノ喚狀ハ總テ其町村用掛ヨリ傳達スルモノト知ルヘシ故ニ本人病氣又ハ他行不在ヲ具申スルモ其具申書ハ喚狀ノ出ル所ニ宛テ而シテ用掛ヘ差出スヘシ。○死亡出產隱居

相續縁組妊娠等平常ノ願届書ヲ小區扱所ヘ持參ス
ルニハ組長ノトコロニ取纏メ延引セサル様ニ兼テ
組内ニ當番ヲ立置キ其當番ニテ持參セシムヘシ尤
小區扱所近傍ノ組内又ハ差急キタル事件ナレハ組
長連署ノ上ハ本人ヨリ直ニ持參スルモ妨ケナント
ス○本則第十七條ニ具申スル云云ハ其具申スルニ
小區扱所ノミナラス見込ノ次第ニ因リ縣合宛又ハ
大區出張所ヘ直ニ具申スルコトヲ得ヘシ○本則第
廿條ニ組長及伍長ハ差添人タルノ權ヲ有スルモ其
本人ノ親戚又ハ正副戸長等差添タルヘシト其筋違

第三條

本則第廿四條ニ掲グル如ク組内節儉ヲ旨トスルヲ
以テ世間往々葬式又ハ持着紐解等ノ祝ニ因リ酒食
ヲ近隣ハ勿論町村内ノモノニ備メサシムルノ弊習
アルヲ防ク爲ニハ其組内一同ニテ兼テ約定書ヲ作
リ右等無用ノ冗費ヲ耗セサルコトニ取極メ置クヘ
シ而シテ違背スルモノアラハ小區扱所ヲ經由シテ
縣廳ヘ具狀シテ其處分ヲ請フヘシ

